平成２８年（フ）第５１０号
兵庫県尼崎市田能３丁目５番15―208号
債務者　安田　勝次
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５１７号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番７―608号
債務者　小森　博美
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３３号
島根県浜田市原井町2241番地１（201）
債務者　荻野　貢治
1　決定年月日時　平成28年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２８年（フ）第２２３号
愛媛県松山市久万ノ台244番地３　井上ハイツ204号
債務者　黒田　　浩
1　決定年月日時　平成28年９月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２４２号
愛媛県松山市南久米町乙24番地66　ブランフォーレ南久米305号
債務者　野村　恭三
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２４４号
愛媛県松山市室町２丁目７番２号　ハイツ浜301号室
債務者　山本　秀一
1　決定年月日時　平成28年９月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５８号
福岡県田川郡糸田町1890番地　県営住宅宮床団地４棟304号
債務者　小松亜里沙
1　決定年月日時　平成28年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第２６３号
宮崎市大坪東３丁目16番20号
債務者　川越　香里
1　決定年月日時　平成28年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第６７号
鹿児島県霧島市国分中央６丁目11番38―３号四方田団地38―３
債務者　黒木　靖子
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第７８号
鹿児島県霧島市隼人町真孝2684番地　浜ノ市団地Ｅ棟201号
債務者　國師　芳子
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第８１号
鹿児島県姶良市加治木町諏訪町31番地　ヨシミツハイツ202号
債務者　丸田　祐二（旧姓財邉）
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第１９９号
福井市町屋１丁目５番17号　町屋１番館③
債務者　阿部　房司
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３１号
福井県敦賀市山86号１番地の７　市野々町２丁目
債務者　山本　智也
1　決定年月日時　平成28年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２８年（フ）第９１号
山口県下関市形山みどり町16番14―31号　シャトー岡田
債務者　大嶋　幸美
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第３４号
高知県宿毛市二ノ宮1726番地１
債務者　梶原　和雄
1　決定年月日時　平成28年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２８年（フ）第７９号
福岡県飯塚市赤坂736番地35
債務者　吉井エウフェミア
1　決定年月日時　平成28年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第１２５号
宮崎県日向市比良町３丁目79番地１　バウハウス202号
債務者　松葉　拓也
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部